

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 監査役の任期

Q：当社は、平成6年10月に役員改選をしましたので、今年が改選の年に当たりますが、監査役制度について以前改正があったと聞きました。その内容を教えてください。

A：平成5年の監査役制度に関する改正のうち、すべての株式会社に適用される改正事項として、監査役の任期が2年から3年に延長されたことが挙げられます。

大会社のみを対象とした改正点としては、(1)監査役人数が2人以上から3人以上へ、(2)1人以上は社外監査役とする、(3)監査役全員で構成する監査役会を設置すること、などが挙げられます。

監査役の任期延長は、平成5年10月1日以降到来する決算期に関する株主総会に適用されますので、ご質問の場合、今年も取締役の改選のみとなるわけです。

任期を満了した取締役や監査役が重任されることが多いことや、中会社および小会社では、監査役は1名以上いれば非常勤でもよいことなどから、監査役の任期を知らずに改選してしまうこともあるようですが、こうした誤りは、役員の変更登記申請書に添付する株主総会や取締役会の議事録などの書面審査の段階で指摘され、修正することになると思われます。

